

令和5年度野菜種子安定供給緊急対策事業の応募に係るFAQ

●応募内容の取扱

- ・応募した内容は公表されるのか。特に採種地等は社外秘となっているところ、応募に係る現状と課題には採種に係る情報を記載することとされており公表されるかとても心配。

補助事業の応募内容や事業計画等について、農林水産省がその情報を公開することとは決してありません。

ただし、交付決定の情報（補助事業名、交付決定の日及び額、補助事業者名、法人番号）は一覧にて公表されます。 [令和3年度交付決定情報](#)

なお、事業後は、優良事例などの取組概要を公表する場合がありますが、その際は、事業実施者に公表の具体的な内容について承諾を得ることとしております。

また、情報公開法による公開請求があった場合でも、個人名及び企業の内部情報は機密扱いのため、公開されることはありません。

●補助金交付候補者の選定

- ・補助金交付候補者（いわゆる採択）の決定はいつ頃になるのか。

令和5年11月28日（火）から公募を開始し、（営業日15日間）同年12月18日（月）に応募の締め切りとしております。事業担当課において事前整理（4営業日）を行い、選定審査委員会（外部有識者）による審査を経て、候補者決定の内部手続きを行いますので、交付候補者の決定は令和6年1月中下旬を予定しております。

●補助対象経費

- ・旅費における航空機の座席クラスの取扱いかん。

航空賃等の旅費は現地調査等の実施に必要な職員等に支払われる旅費となります。よって、補助事業者の定める旅費規程に準じることとなり、役職やフライト時間などによってビジネスクラス等が使用できる規定となっていれば、使用可能です。なお、社内規程等において定めのない場合は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を適用します。

- ・ビニールハウスは補助対象経費（1/2以内）となっているが、ガラス温室は対象となるのか。

本事業の目的は、国内の効率的な採種技術開発・実証であり、その取組に必要な最小限の生産資材を補助率1／2以内で支援するものです。

ビニールハウスは、一般的にくい打ちや基礎工事をしない（簡易にコンクリートやブロック等で固定する場合があります）動産であり、生産資材として補助対象としています。ただし、組み立て等の工事費は対象外となります（一般的に農業者

はパイプを自らが組み上げます。)

一方、ガラス温室は、強度等の問題から、躯体自体に重量があり、通常、くい打ちや基礎工事を伴う、いわゆる不動産となりますので、補助事業の対象外となります。

・ **ビニールハウスの付帯設備となる暖房機器等は補助対象となるのか。**

本事業の目的を達成するため、事業メニュー毎に補助対象経費が限定されております。その事業メニューの内容に合致し、かつ、使用料及び賃借料（レンタル・リース）であれば対象となります。

・ **応募や交付申請にあっては、消費税抜きで国庫補助金を計算しなければならないのか。**

国庫補助金収入は、消費税法上、「不課税売上」となるため、消費税を含んで応募・交付申請した場合、補助金の額の確定後、消費税の仕入控除分を国庫へ返納していただくこととなります。よって、事務煩雑の観点から、応募の段階から消費税抜きで国庫補助金の額を算出していただく必要があります。

ただし、第三セクターや公益社団・財団法人など、消費税法上の特定収入割合が30%以上の法人等については、消費税込みにて応募していただいても差し支えありません。

● **経費内訳書**

・ **負担区分の補助事業者欄には何を書けば良いのか。**

経費内訳書の負担区分のうち、補助事業者欄には補助率が1／2以内となっている生産資材の補助事業者が負担する額をご記載ください。

その他、補助金額の上限2千万円を超えて行う場合の調査等の経費など、事業の達成のために行う自己負担分を記載いただくこととなります。